保育所のしおり

住いも甘いも
紀の川市

★このしおりは、卒園するまで大切に保管してください。

もくじ

１．はじめに

２．入所に向けて

３．保育目標

４．保育の提供日及び時間について

５．提供する保育等の内容

(１) 主な年間行事の例

(２) デイリープログラム

(３) 通所について

(４) 食事の提供(給食とおやつ)について

(５) 服装と持物について

(６) お昼寝（午睡）について

(７) 保育所と家庭の連絡について

６．保育所の利用に際しての留意事項

７．緊急時等における対応方法

８．スポーツ振興センター災害共済給付制度

９．苦情等に関する窓口

10．非常災害対策

11．支給認定について

12．保育料等（利用者負担）について

13．利用の終了に関する事項

14．保育所におけるその他の留意事項

15．保育所入所　Q&A

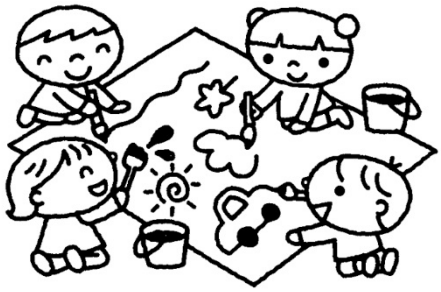

１．はじめに

「保育所」とは、保護者が、仕事や病気などにより、家庭で保育ができない乳幼児を、保護者に代わって保育する児童福祉施設です。

２．入所に向けて

今までは、家庭を中心に生活を送っていたお子さんが、家族から離れて集団生活を送ることとなります。初めての環境に戸惑い、緊張感から心身共に疲れが出る、泣きやすくなる、怒りっぽくなる、食欲がなくなるなどの変化があるかもしれません。
お子さんが保育所の生活にスムーズに適応できるよう、日頃から接していただけたらと思います。

〇健康状態について

入所早々、病気等で休みがちになると、スムーズに保育所の生活になじみにくいことがあります。虫歯など健康面で気になるところは、入所までに受診して、治療を済ませておきましょう。

※ 健康状態について、特に配慮が必要な場合は、事前にお知らせください。

〇生活習慣について

日頃から、起床、食事、おやつ、就寝の時間は毎日同じ時間にしておく等、規則正しい生活を心がけましょう。また、出来る限り自分の事は自分でできるように習慣づけておきましょう。

〇会話について

集団生活をしていくうえで、相手の話を聞き、自分の考えを伝える（会話をする）ことは、とても大切です。日頃から自分の考えていることが正しく伝えられるように、言葉のキャッチボールをしてあげましょう。

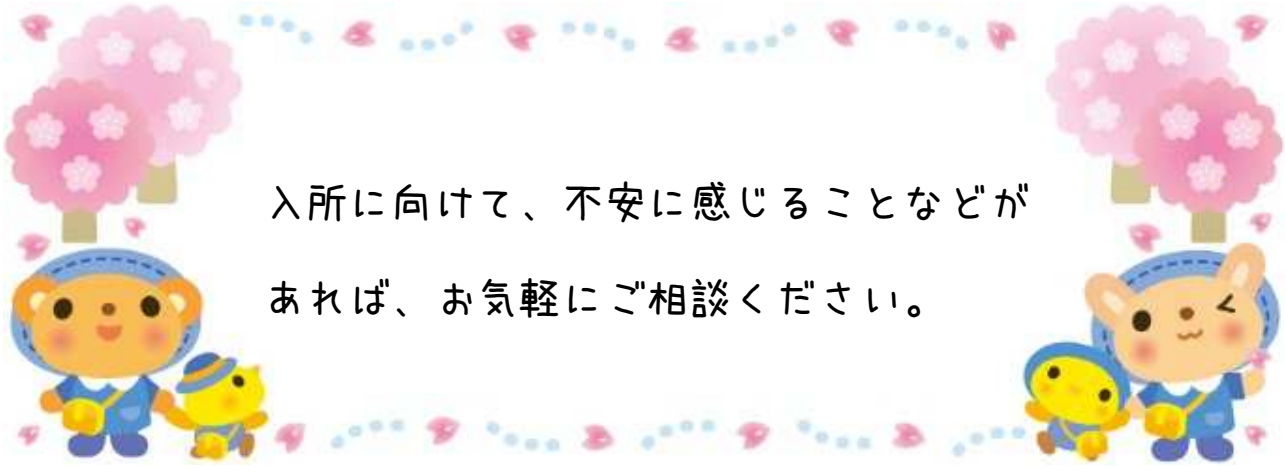

３．保育目標

保育所では、**『保育所保育指針』**（平成29年3月31日厚労告117）を踏まえ、子どもの健やかな育ちを大切にし、子どもがより良く生きる力を身につけることを目標としています。
家庭や地域、小学校など関係機関との交流や連携を図りながら、保育を実施します。

（保育所保育指針における保育の目標）

子どもは豊かに伸びていく可能性をそのうちに秘めている。その子どもが、現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うことが保育の目標である。
このため、保育は次の諸事項を目指して行う。

ア　十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ること。

イ　健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。

ウ　人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと。

エ　生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うこと。

オ　生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとするなど、言葉の豊かさを養うこと。

カ　様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培うこと。

4. 保育の提供日及び時間について

〇保育を提供する日･･･月曜日から土曜日
〇開所時間･･･午前７時から午後７時（土曜日は午前７時から午後１時）
※ 保育標準時間･･･午前７時から午後６時（土曜日は午後１時まで）
※ 保育短時間･････午前８時から午後４時（土曜日は正午まで）

上記の保育時間を超えた場合は延長保育料が発生します。（30分 100円）

<table>
<tr><td>7:00</td><td>8:00</td><td>9:00</td><td>10:00</td><td>11:00</td><td>12:00</td><td>13:00</td><td>14:00</td><td>15:00</td><td>16:00</td><td>17:00</td><td>18:00</td><td>19:00</td></tr>
<tr><td>延長保育</td><td colspan="8">保育短時間（８時間）</td><td colspan="3">延長保育</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="11">保育標準時間（11 時間）</td><td>延長保育</td><td></td></tr>
</table>

※ 祝休日、年末年始（12月29日から1月3日）は休所とし、保育の提供はありません。

その他、①春季自由保育期間　②夏季自由保育期間　③冬季自由保育期間があります。
※ 自由保育期間に保育を希望する場合は、保育所から配布する申込書を提出していただきます。
①春季自由保育期間（3月26日頃～4月5日頃まで）
②夏季自由保育期間（8月13日頃～8月17日頃まで）
③冬季自由保育期間（12月26日頃～1月5日頃まで）

―なれ保育期間があります。―
新入児は、初めから長時間保育になると、お子さんにとって、大きな負担になります。集団生活に無理なく慣れるため、午前中の保育から徐々に延長していきます。

5. 提供する保育等の内容

(１) 主な年間行事の例

・入園式	・家庭訪問	・春の遠足	・保育参観、給食参観	
・七夕まつり	・夏まつり	・プール遊び	・運動会	・秋の遠足
・発表会	・クリスマス会	・節分（豆まき）	・お別れ遠足	・おひな祭り
・卒園式				

＊行事の時期や内容は、保育所によって異なります。

＊身体測定・誕生会・避難訓練・防犯訓練を毎月実施します。
＊眼科健診・歯科健診・尿検査を（年１回）を実施します。
＊内科健診（年２回）を実施します。

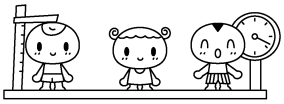

(２) デイリープログラム

時間	（０・１・２歳児）	（３・４・５歳児）	その他
7:00	開所 （早朝保育）	開所 （早朝保育）	保育標準時間開始
8:00	順次登所（朝の視診） 自由遊び	順次登所（朝の視診） 自由遊び	保育短時間開始
9:00	朝の挨拶・点呼 遊び（屋内外）・散歩	朝の挨拶・点呼 遊び（屋内外）・散歩	
10:00	おやつ	課題保育	
11:30	給食	給食	給食は年齢によって前後します
12:00	お昼寝	遊び	
12:30		お昼寝	お昼寝は年齢によって前後します
14:30	目覚め	目覚め	
15:00	おやつ	おやつ	
15:40	順次降所	順次降所	
16:00			保育短時間終了
18:00			保育標準時間終了
	（延長保育）	（延長保育）	
19:00	閉所	閉所	

※ ０・１歳児については個人のリズムに合わせた保育を行います。

※ 保育所によって内容が異なる場合があります。

(３) 通所について

〇送迎は保護者、あるいは保護者に代わる大人の送迎で通所することを原則にしています。安全に気を付けて通所してください。

※ お迎えに来る方が代わる時は、必ず保育所に連絡をしてください。

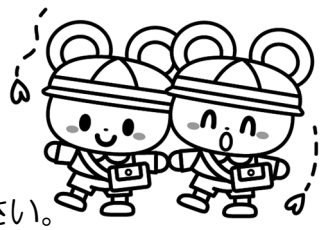

〇登降所の時間を守ってください。

- 登所は午前9時までの間にお願いします。
- 欠席又は遅刻する場合は、午前9時までに保育所に連絡してください。
- 早退する時は、必ず事前に連絡してください。
- 降所は時間厳守でお迎えに来てください。
- 時間内にお迎えに来られない時は、必ず保育所に連絡してください。

※ 駐車場が込み合う事も予想されるので、時間に余裕を持ってお迎えに来てください。

※ 駐車場内での事故には十分に気をつけてください。

（４）食事の提供（給食とおやつ）について

〇子どもが喜んで食べると共に、正しい食事の仕方を身につけます。
〇子どもが遊びの中で意欲を持って食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、健康な心と体を育てます。
〇食育計画を立て、健康で安全な生活をつくり出す力を養います。

※ 給食は保育所で調理員が手作りしています。離乳食は一人ひとりの状況に合わせて作っています。
※ 保育士及び調理員は毎月検便検査を行っています。
※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。
（アレルギー等での給食やおやつの対応については、医師の診断が必要です。）
※ 毎月献立表を配布し、その日の献立や行事食についてお知らせします。

（５）服装と持物について（全ての物に名前を書いてください。）

〇服装…汚れてもいい服装で、脱ぎ着がしやすく洗濯しやすい吸収性のある物
下着は清潔な物を着用させてください。
・フード付き上服・吊りズボン・かぎホックやファスナー付きズボン・小さいボタンかけの物は危険をともなったり、着脱しづらいので着用しないようにしてください。
〇制服（スモック）…左胸に名札を付けてください。
〇靴…足に合った運動靴を履かせてください。長靴を履いて遊具に乗ると危険です。
外遊びができる日は、運動靴で登所してください。

※公立保育所では、紙おむつのサブスク「手ぶら登園」サービスがご利用いただけます。おむつとおしりふきが使い放題で、名前を書いたり、持参する必要がありません。ぜひご利用ください。

入所までに用意していただくもの

① 雑巾３枚（大）…台拭きにも使用するので、新しいタオルでお願いします。
② 手拭きタオル…掛けひもを付けてください。（毎日持ち帰ります）
③ 着替え袋…着替え一式が入る大きさ
④ 歯ブラシ・コップ・袋…袋はコップと歯ブラシが入る大きさ
⑤ ボックスティッシュ
⑥ 上靴・上靴入れ…上靴は履きやすくサイズの合ったもの
⑦ お昼寝布団…子どもが自分で持てる大きさ・重さにしてください。

毎日持ってくるもの

① 通園カバン　② 帽子　③ ハンカチ・ティッシュ　④ 手拭きタオル
⑤ 歯ブラシ・コップ　⑥ 出席ノート
※ ④⑤については、洗って清潔なものを持たせてください。

週末に持ち帰り、月曜日に持ってくるもの

① 上靴　② お昼寝布団

（６）お昼寝（午睡）について

早朝から保育所で過ごす子ども達、楽しい活動も毎日続くと疲れも出ます。
子どもが健康で毎日元気に活動できるように休息を兼ねてお昼寝（午睡）を行います。

〇期　間（０～4歳児）‥‥年間を通じて
　　（5歳児）‥‥‥‥‥10月頃まで
〇用　具‥‥‥布団一式　※ 敷布団サイズ
　　（横８０～９０㎝／縦１２０㎝位）
　　・季節によりタオルケット、毛布を使用
　　・枕はいりません

（７）保育所と家庭との連絡について

保育所から、毎月「保育所だより」や「献立表」「ほけんだより」「食育だより」を発行しています。その他、適時に行事についての案内などを配布しますので、通園カバンを毎日ご確認ください。一部、ＬＩＮＥアプリなどでお知らせしている保育所もあります。

6．保育所のご利用に際しての留意事項

保育所の利用に際しては、お子さんが集団生活に支障のない健康状態であることが大切です。集団生活で伸び伸びと活動するなかで、ルールやマナーを身につけていきます。
それは精神的、肉体的に成長する反面、疲れも出やすくなります。日頃の疲れから健康のバランスを崩すこともありますので、次の様なことにご留意ください。

〇登所前に、必ずお子さんの様子（体温や健康状態等）を確かめてください。
〇次頁に示す感染症にかかった場合は、保護者の登園届が必要となります。
〇保育所で発熱や激しい下痢、嘔吐等のあった時は連絡をさせていただきますので、お迎えに来てください。
　※「連絡先カード」に保護者の連絡先、緊急連絡先等記入し、連絡先に①②③と連絡をする順番を朱書きで記入しておいてください。
〇登所時、異常があった時は、降所して頂くことがあります。
〇保育所での投薬については、原則として行いません。
　※ 慢性疾患等の理由により、薬の服用がやむを得ないと医師からの指示がある場合、保護者からの投薬依頼を受けて保護者に代わり投薬を行います。

〈 保護者用 〉

下記の感染症にかかった後の登園の際には、下記の登園届の提出をお願いいたします。医師の意見書が必要と考えられる感染症（表 1）についても、登園のめやすを参考に、医師から集団生活に支障がないと判断されてから、保護者において登園届を記入の上、提出ください。

登　園　届（保護者記入）

（宛先）　　保育所長

入所児童名

（病名）　該当疾患に☑を記入してください。

医師が意見書を記入することが考えられる感染症（表１）		保護者が登園届を記入することが考えられる感染症（表２）	
	麻しん（はしか）		溶連菌感染症
	インフルエンザ		マイコプラズマ肺炎
	新型コロナウイルス感染症		手足口病
	風しん		伝染性紅斑（りんご病）
	水痘（水ぼうそう）		ウイルス性胃腸炎（ノロウイルス,ロタウイルス、アデノウイルス等）
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）		
	結核		ヘルパンギーナ
	咽頭性結膜熱（プール熱）		ＲＳウイルス感染症
	流行性角結膜炎		帯状疱しん
	百日咳		ヒトメタニューモ
	腸管出血性大腸菌感染症（O157,O26,O111 等）		突発性発しん
	急性出血性結膜炎		
	侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）		

（医療機関名）　　（　　年　　月　　日受診）において、病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので、　　年　　月　　日より登園いたします。

年　　月　　日

保護者名

※保護者の皆さまへ

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子どもたちが１日快適に生活できることが大切です。

保育所入所児がよくかかる上記の感染症については、別紙、登園のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断にしたがい、登園届の提出をお願いいたします。なお、保育所での集団生活に適応できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。

（表１）医師が意見書を記入することが考えられる感染症

病　　名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻しん（はしか）	発症１日前から発しん出現後の４日後まで	解熱後３日を経過していること
インフルエンザ	症状が有る期間（発症前 24 時間から発病後 3 日程度までが最も感染力が強い）	発症した後５日を経過し、かつ解熱した後３日を経過していること
新型コロナウイルス感染症	発症後５日間	発症した後５日を経過し、かつ症状が軽快した後１日を経過していること ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を０日目として、５日を経過すること
風しん	発しん出現の７日前から７日後くらい	発しんが消失していること
水痘（水ぼうそう）	発しん出現の１～２日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化していること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症３日前から耳下腺腫脹後４日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから５日を経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核		医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消えた後２日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後３週間を経過するまで	特有の咳が消失するか、５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了していること
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）		医師により感染の恐れがないと認められていること。（無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している５歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、５歳未満の子どもについては、２回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。）
急性出血性結膜炎		医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）		医師により感染の恐れがないと認められていること

（表２）医師の診断を受け、保護者が登園届を記入することが考えられる感染症

病　　名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌治療薬を開始する前と、開始後１日間	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と、開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水泡・潰瘍（かいよう）が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（りんご病）	発しん出現前の１週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 （ノロウイルス・ロタウイルス・アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後１週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に１カ月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱、潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RS ウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
ヒトメタニューモ	発症からウイルスを排泄している７~14 日間程度	発熱や激しい咳が治まっていること
帯状疱しん	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化してから
突発性発しん		解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

7. 緊急時等における対応方法

〇保育中の事故や、子どもさんの健康状態等で、緊急事態が起きた場合は、必要に応じて保護者が指定した緊急連絡先に連絡をすると共に、速やかに主治医・又は園医、所管の救急隊・警察署に連絡をとるなど、必要な対応を行います。

※ 保護者との連絡が取れない場合には、子どもの安全を最優先し、保育所が責任を持って、対処させていただきますので、あらかじめご了承ください。

8. 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度

〇保育所への送迎中（交通事故を除く）や保育所の管理下での負傷、疾病、傷害又は死亡に対応した日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入します。

（保護者の負担金は年間240円です）

9. 苦情等に関する窓口

社会福祉法第82 条の規定により、紀の川市の保育所では利用者からの苦情に適切に対応するため、次のとおり「苦情解決責任者」「苦情受付担当者」「第三者委員」を設置しています。

「苦情解決責任者」…各保育所長

「苦情受付責任者」…各保育所副所長

「第三者委員」…民生委員児童委員

＜苦情解決に向けての流れ＞

① 苦情受付	苦情は面談、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。 なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。
② 苦情受付の報告・確認	苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告致します。 第三者委員は内容を確認し、苦情申し出人に対して、報告を受けた旨を通知します
③ 苦情解決のための話し合い	苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。 その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。

10. 非常災害対策

〇非常災害時は、別に定める消防計画書等により対応します。
〇火災・地震を想定した避難訓練を各保育所で毎月１回以上実施し、非常災害の発生に備えます。
〇園児の安全確保を図るため、紀の川市に警報が発令された場合には、次の(1)又は(2)により対応させて頂きますので、ご理解と協力をお願いします。

（1）紀の川市に**「暴風警報」「大雨警報」「洪水警報」のいずれか**が発令された場合

時　点	保育所
午前７時の時点で発令されている場合	**児童の安全のため自宅待機をお願いします。** （休みの連絡は必要ありません） 保護者の仕事等の都合上、どうしても保育が必要な場合は、**各保育所へ連絡のうえ、**安全には十分注意して登園してください。 **但し、午前７時時点の発令状況で給食は中止していますので、お弁当を持参してください。**
午前７時以降に発令された場合	**登園している児童については、速やかにお迎えをお願いします。** 登園前の児童については、児童の安全のため自宅待機をお願いします。（休みの連絡は必要ありません） 保護者不在等の場合や帰宅が困難な場合は、各保育所で待機します。
すべての警報が解除された場合	保育を実施しますので、安全には十分注意して登園してください。 **但し、午前７時時点の発令状況で給食は中止していますので、お弁当を持参してください。**

(2)紀の川市に**「特別警報」**が発令、**または「震度５弱以上の地震」**が発生した場合

時　点	保育所
午前７時の時点で発令（発生）した場合	保育を行いません（休所）。
午前７時以降に発令（発生）した場合	登園している児童については、安全が確保されるまで各保育所での待機を原則とし、避難指示等をふまえ、児童の安全に配慮します。安全には十分注意して速やかにお迎えをお願いします。 登園前の児童については、家庭での保育をお願いします。

◎「震度４以下の地震」が発生した場合
原則、休所ではありませんが、安全が確保できない場合は臨時休所になる場合もあります。

11. 支給認定について

〇保育所を利用するには、「支給認定」を受けることが必要です。
〇「支給認定」とは、市が保護者から保育所の利用を希望する申請（入所申請書）を受けて、その児童の、①保育の必要性　②保育の必要量　③保育を利用する期間を認定するものです。

① 保育の必要性について　※紀の川市立保育所は２号認定、３号認定の認可保育所になります。

認定区分	対象となる児童	利用できる施設や事業
１号認定	満３歳以上で「教育」を希望する場合	幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）
２号認定	満３歳以上で「保育を必要とする事由」に該当し「保育」を希望する場合	認可保育所、 認定こども園（保育部分）
３号認定	満３歳未満で「保育を必要とする事由」に該当し「保育」を希望する場合	認可保育所、認定こども園（保育部分） 地域型保育事業（小規模保育事業）等

ー入所後も「保育が必要な状況が続いていること」が必要です。ー
出産や転職などで、保護者の状況に変更があった場合は、保育所または市役所保育課まで必ずご連絡いただき、「支給認定変更申請書（兼変更届）」とともに必要書類を提出してください。

② 保育の必要量について

保護者の就労時間や「保育を必要とする事由」により、保育所の基本利用時間となる「保育必要量」も決定します。保育必要量には２つの区分があり、保育料も異なります。

保育必要量の区分	利用時間	認定要件
保育標準時間	最長11時間	〇就労（月120時間以上）　〇妊娠･出産 〇災害復旧　　〇虐待やDV
保育短時間	最長8時間	〇就労（月64時間以上120時間未満） 〇求職活動　　〇育児休業中

〇保護者の疾病・障害、〇親族の介護・看護、〇就学の場合は状況に応じて保育必要量を認定します。

③ 保育を利用する時間

《保育標準時間》

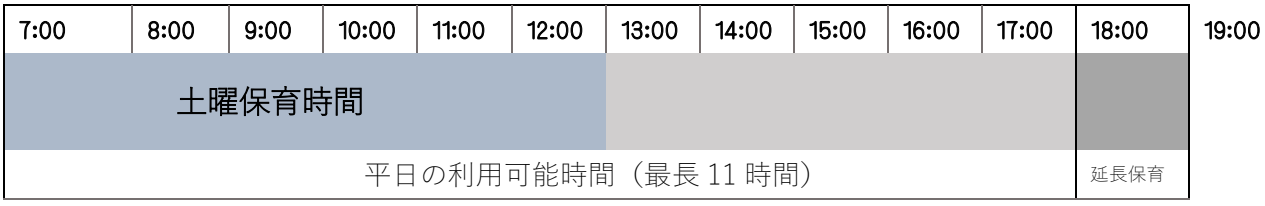

《保育短時間》

※ 延長保育時間は、保育料とは別に延長保育料（30 分 100 円）が発生します。

12. 保育料等（利用者負担）について

（1）保育に係る利用者負担（保育料等）

保育料は、市町村民税所得割課税額（**父母の合計所得金額が96万円未満等で同居の祖父母等が家計の主宰者であると判断した場合は祖父母等も合算対象**）および児童の年齢等により決定します。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度市民税を基に算定					現年度市民税を基に算定						

【注意】

※ 保育料は対象年の税額に基づき９月～翌８月分までの算定を行うため、内容に変更や誤りがあった場合は、算定基準月にさかのぼり保育料を変更し、差額分について追加請求や返金となることがあります。

※ 世帯の所得が未確定の場合（未申告、税関係書類が未提出等）、税額等が確定するまでの間、保育料は紀の川市の最高階層「第８階層」で決定し、税額が確定次第、保育料を算定し直し、差額の清算をいたします。

※ 再婚・離婚等により保育料の算定対象者が変わる場合は、事実の生じた翌月から（1日付けで変更の場合は当月に含みます）保育料が変更になる場合がありますので、該当する場合は、すみやかに届け出てください。

（2）主食費・副食費の取扱いについて

在宅で子育てをする場合においても生じる経費であることなどを踏まえて、３歳児以上の児童は、保護者負担となります。

※ ２号認定（3 歳児以上）の児童は、主食費として 1,000 円／月、副食費として 4,500 円／月を徴収します。

※ ３号認定（０～２歳児）については、主食費及び副食費ともに保育料に含まれますので、別途徴収は致しません。

＜副食費の免除対象者＞

２号認定のうち、以下の世帯の子どもに係る副食費は免除となりますので、徴収は行いません。

認定区分	市民税所得割課税額	第１子、第２子	第３子以降
２号	57,700 円未満	免除	
	57,700 円以上	副食費あり	免除
２号 （ひとり親世帯等※注１）	77,101 円未満	免除	

※ 前年分の所得税等の申告をしていない等、市町村民税額が確認できない場合は、免除が受けられない場合があります。

※注１　ひとり親世帯等とはひとり親世帯（児童扶養手当受給世帯）および在宅障がい児（者）のいる世帯で要件を満たす場合です。**適用には別途添付書類が必要となります。**

保育料等（主食費、副食費含む）の納付

保育料等は、毎月、口座振替（又は納付書）により、市にお支払ください。

＊口座振替…申し込み時に配布する預金口座振替依頼書、またはWEB口座振替受付サービスにて、振替口座をご指定下さい。毎月２５日（休業日の場合は翌営業日）に指定の口座から引落しさせていただきます。

振替口座の登録が間に合わなかったり、残高不足等の理由により引落しができなかったりした場合には、納付書払いとなります。

紀の川市指定の金融機関窓口にてお支払ください。

〇保育料の納付が期限を過ぎても確認できない場合、翌月中旬以降に督促状を送付するほか、文書や電話での催告を行うことになります。

〇再三の連絡にも関わらず、保育料の滞納が続く場合は、地方税と同様に滞納処分を行うことになります。

〇納付が困難な場合は、保護者が支給される児童手当から滞納している保育料に充てることができます。ご相談は保育課へお願いします。

(3)保育の提供に要する実費に係る利用者負担等

上記(1)(2)に掲げる保育料等のほか、保育所から実費に係る利用者負担等をお願いする場合があります。

（例）保護者会費・絵本代等

13. 利用の終了に関する事項

以下の場合には、保育の提供を終了いたします。

・小学校に就学したとき
・保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
・その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14. 保育所におけるその他の留意事項

〇保育所から小学校への円滑な接続を図るため、就学前の児童を対象に「保育所児童保育要録」を作成し、児童が就学する小学校へ送付しておりますので、ご了承ください。

〇保育所の敷地内は、全て禁煙です。

〇保育所を利用される保護者の思想・信仰は自由ですが、保育所を介して他の保護者への宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

〇園行事等の際にスマートフォンや家庭用カメラ等で保護者の皆様が撮影された写真・動画に関しましては、SNS等インターネットやその他へ掲載をされる場合は十分にご配慮いただき、他の園児の名前・顔・制服や名札などの個人を特定できる形での写り込みはなされないようお願い致します。また、保育参観等での撮影はご遠慮ください。

15. 保育所入所　Q&A

Q１．入所後に保護者の「保育を必要とする事由」が変更になりました。何か届出が必要ですか？

Ａ１．必要です。「保育を必要とする事由」に変更が生じた場合、必ず新たな証明書を提出していただきます。また、世帯状況が変わった場合も届出が必要です。

・仕事を辞めた場合、転職した場合、求職中から就職した場合
・妊娠出産の場合、出産後育児休業を取得する場合
・婚姻、離婚した場合

Q２．年度途中に転園はできますか？

Ａ２．年度途中で転園の申し込みをする場合は、在園中の保育所の退所手続きも同時に行っていただきます。ただし、育児休業中に他の保育施設への転園の手続きはできません。
この場合、転園の可否に関わらず在園中の園は退所となります。

Q３．紀の川市の保育所に入所していますが、市外に転出することになりました。引き続き同じ保育所に通い続けることはできますか？

Ａ３．理由によっては可能です。（実家が紀の川市、勤務先が紀の川市のためなど）
但し、手続き上は、一旦保育所を退所となるため、退所届けを提出し、転出先の市町村役場などに再度入所申し込み書類を提出していただく必要があります。

紀の川市立保育所一覧

保育所名	所在地	連絡先	受入年齢
なるき保育所	紀の川市南中367番地	77-3022	２歳児～５歳児
こばと保育所	紀の川市上野85番地	77-2010	生後３か月～５歳児
八王子保育所	紀の川市下井阪416番地	77-5012	２歳児～５歳児
中貴志保育所	紀の川市貴志川町神戸338番地	64-2843	２歳児～５歳児
東貴志保育所	紀の川市貴志川町井ノ口183番地	64-5007	１歳児～５歳児
西貴志保育所	紀の川市貴志川町長原722番地	64-6563	３歳児～５歳児
丸栖保育所	紀の川市貴志川町丸栖275番地	64-6198	１歳児～５歳児

紀の川市役所 福祉部　保育課　保育班 ☎0736-77-0892
ホームページ http://www.city.kinokawa.lg.jp/